

京都市立芸術大学客員研究員規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学における学術研究の進展を図るため、本学において研究活動に従事する客員研究員（外国人を含む。以下同じ。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 客員研究員とは、大学その他の団体等から本学に派遣される等により、学術研究に従事する者をいう。

(資格)

第 3 条 客員研究員として受け入れる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学の教員に相当する資格を有する者又はこれらの者と同等の研究業績を有すると認められる者
- (2) 原則として 1 ヶ月以上にわたり本学において研究活動に従事する者
- (3) その研究活動が、本学における専攻分野の研究の進展に貢献が期待できる者

(申請)

第 4 条 客員研究員を受け入れようとする学部又は研究科の長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、客員研究員受入申請書（第 1 号様式）により学長に申請しなければならない。

(承認)

第 5 条 学長は、前条の申請を受理したときは、教育研究審議会に諮り、適当と認められるときは、客員研究員受入承認書（第 2 号様式）を交付する。

(受入れ期間)

第 6 条 受入れ期間は、1 年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、これを延長することができる。

(待遇)

第7条 客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

（施設の利用）

第8条 客員研究員は、研究活動に必要な範囲で本学の施設、設備を利用することができる。ただし、個人研究室の措置はしない。

（費用の負担）

第9条 客員研究員は、研究に要する費用を自弁しなければならない。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

（承認の取消し）

第10条 学長は、客員研究員として適当でないと認めたときは、承認を取り消すことができる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

客員研究員受入申請書

年 月 日

（あて先）京都市立芸術大学学長

学部又は研究科長の職氏名

下記のとおり客員研究員を受け入れたいので，ご承認下さるようお願いいたします。

記

氏	名	男・女
生	年 月 日	（国籍
現	職	）

研 究 題 目

研 究 期 間	年	月	日から
	年	月	日まで

学部又は研究科の選考結果	年	月	日承認
--------------	---	---	-----

第2号様式（第5条関係）

客員研究員受入承認書

年 月 日

様

京都市立芸術大学

学長

年 月 日付で申請のありました下記研究員については，受入を承認します。

記

氏 名

男・女

生 年 月 日

(国籍)

現 職

研 究 題 目

研 究 期 間

年 月 日から

年 月 日まで